

# 後期高齢者医療制度のお知らせ

～ 高額医療費と高額介護合算療養費の変更について ～

## ■ 高額療養費の限度額が見直しされます

- 高額療養費の限度額が、平成30年8月から次のとおり見直しされます。

【平成30年7月まで】

区 分		1か月の自己負担限度額（※1）	
		外来 〔個人単位〕	外来+入院 〔世帯単位〕
現役並み所得者		57,600円	※2 (44,400円) ※3
一般		14,000円 ※4	57,600円 (44,400円) ※3
住民税非課税世帯	区分Ⅱ	8,000円	24,600円
	区分Ⅰ		15,000円

※1

月の途中で75歳の誕生日を迎えることにより加入する方（障害認定で加入する方は除く）は、加入した月の自己負担限度額が1/2に調整されます。

※2

（医療費総額－267,000円）  
×1%+80,100円です。

※3

多数該当（過去12か月に3回以上世帯単位における高額療養費の支給に該当し、4回目以降の支給に該当）の場合の自己負担限度額です。

※4

1年間の外来の自己負担額合計の限度額が144,000円となります。



【平成30年8月から】

区 分		1か月の自己負担限度額（※1）	
		外来 〔個人単位〕	外来+入院 〔世帯単位〕
現役並み所得者	課税所得 690万円以上	252,600円+（医療費－842,000円）×1% (140,100円) ※3	
	課税所得 380万円以上	167,400円+（医療費－558,000円）×1% (93,000円) ※3	
	課税所得 145万円以上	80,100円+（医療費－267,000円）×1% (44,400円) ※3	
一般		18,000円 ※4	57,600円 (44,400円) ※3
住民税非課税世帯	区分Ⅱ	8,000円	24,600円
	区分Ⅰ		15,000円

## ■ 高額介護合算療養費の限度額が見直しされます

- 高額介護合算療養費の限度額が、次のとおり見直しされます。

区 分		現行	平成30年8月～
現役並み所得者		67万円	【課税所得690万円以上】 212万円
			【課税所得380万円以上】 141万円
			【課税所得145万円以上】 67万円（改正なし）
一般		56万円	56万円（改正なし）
住民税非課税世帯	区分Ⅱ	31万円	31万円（改正なし）
	区分Ⅰ	19万円	19万円（改正なし）

## ■ お問い合わせ先

- ・ 北海道後期高齢者医療広域連合 電話 011-290-5601
- ・ 日高町役場 保険年金課 保険医療・介護・年金グループ 電話 01456-2-6561



**ストップ・ザ・交通事故死！**  
—めざせ 安全で安心な 北海道—

### 日高町の交通事故件数

○発生件数	.....	4件
○死者数	.....	0人
○傷者数	.....	5人

2018年4月30日現在

**「お酒を飲む機会が増える季節、  
飲酒運転は関係者も厳罰！」**

## 全席シートベルト着用

過去5か年、四輪乗用車中の死者448人中、シートベルト非着用者は187人で、このうち127人（約7割）は着用していれば助かった可能性があります。（平成25年～平成29年全道交通死亡事故実態）

シートベルトをしないで。。。。

- 自分自身に大きな被害
- 車外に放出される危険
- 前席の同乗者への加害

このような危険から命を守るために、必ず着用して下さい。

また、6歳未満の子どもには、発育に応じたチャイルドシートを適切に着用させましょう。

### ☆自転車の児童・生徒への指導事項

- 二人乗りはやめよう
- 交差点では右左折する車に注意し、左右の安全確認をしよう
- 「止まれ」の標識では、必ず止まって安全確認しよう
- 夜間はライトをつけよう
- 横断歩道は、自転車を押して渡ろう
- ヘルメットをかぶろう



4月24日  
門別小学校  
交通安全青空教室

### ☆歩行者事故を防止するためには

- 交差点やその付近では、横断歩行者がいないかよく確認する。
- 減速、停止した車の陰に、歩行者の予測をする。
- 右折する時は、対向車はもちろん、横断歩行者にも十分注意する。

### ◎あおり運転の禁止！

ドライバーは、自分本位ではなく、相手に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って運転を！

#### ◆あおり行為を受けた場合

- ・相手の挑発に乗らない
- ・相手が降車した際、窓を開けずにドアをロック
- ・交通事故に遭わない安全な場所に避難し、110番通報

**◎日常の生活の中で交通安全を考え実践しましょう**

## 毎月15日は道民交通安全の日

「交通事故に遭わない」

「交通事故を起こさない」

居眠り運転事故防止～2時間ごとに休憩を！～

### 交通事故防止7大セーフティーキャンペーン

1. 高齢者事故防止
2. 自転車走行ルール・マナーアップ
3. シートベルト全席着用
4. スピードダウン
5. 飲酒運転根絶
6. 居眠り運転防止
7. デイ・ライト実践

お問い合わせ先：日高町役場 住民課 電話 01456-2-6182